

中小事業者に対する支援（資金繰り支援）

日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の運用の柔軟化等

- 政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資については、これまでに200万件、40兆円を超える融資・保証を実施。これまでの実績も踏まえて、3次補正予算案において追加で総額29兆円規模の資金繰り支援を講じる。（予算額**3兆2,049億円**）。
- 今回、迅速な資金繰り支援を行うため、日本政策金融公庫等における運用について、
 - ① 「直近1ヶ月」の売上減少（※）を要件としていたところ、「直近2週間以上」での比較も可とする。
（※）個人事業主▲5%、小規模事業者▲15%、中規模事業者▲20%。
 - ② 融資の申請時に、「試算表」（月次の売上等を記載した資料）を省略可とする。
 - ③ 融資の申請時に、「押印」を不要にする。
- また、政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資の実質無利子等となる上限額を引き上げる。

日本公庫（中小）	商工中金	日本公庫（国民）	民間（信用保証）
2億→3億	2億→3億	4000万→6000万	4000万→6000万

- さらに、日本公庫等に対し、一定期間の返済猶予を行うなど、最大限柔軟な対応を要請する。

新型コロナウイルス感染症特別貸付制度概要（日本公庫及び商工中金(危機対応融資)）

貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響により、 (1) 最近1ヵ月間等の売上高（注）が前3年のいずれかの年の同期と比較して<u>5%以上減少</u>した方 (2) 業歴3ヵ月以上1年1ヶ月未満の場合等、前3年のいずれかの年の同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月1ヵ月間等の売上高（注）が次のいずれかと比較して<u>5%以上減少</u>した方 ①過去3ヶ月（最近1ヶ月含む）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月～12月の売上高平均額 ※個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）は、影響に関する定性的な説明でも可とするよう柔軟に運用 （注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高
資金使途	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金
貸付限度額	【中小事業・危機対応】1社あたり <u>6億円</u> （別枠）、【国民事業】1社あたり <u>8,000万円</u> （別枠）
利下げ限度額	【中小事業・危機対応】1社あたり <u>3億円</u> 、【国民事業】1社あたり <u>6,000万円</u>
貸付期間	設備資金： <u>20年以内</u> 、運転資金： <u>15年以内</u> （うち、据置期間： <u>5年以内</u> ）
貸付利率	当初3年間：基準利率▲<u>0.9%</u>、4年目以降：基準利率 ※中小事業・危機対応：1.11%→0.21%、国民事業：1.26%→0.36% ※令和3年1月4日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律
担保	無担保
実質無利子（利子補給）	(1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付等により借入を行った事業者で以下の要件を満たす方 ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし ②小規模企業者（法人事業者）：売上高5%以上減少 ③中小企業者（①②を除く事業者）：売上高20%以上減少 (2) 補給上限：【中小事業・危機対応】1社あたり <u>3億円</u>、【国民事業】1社あたり <u>6,000万円</u> ※利子補給上限は、新規融資と既往債務借換との合計金額